

平成26年度予算議案

徳 島 市

①

目

次

議案第 1 号	平成26年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	平成26年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 //
議案第 3 号	平成26年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23 //
議案第 4 号	平成26年度徳島市下水道事業特別会計予算	29 //
議案第 5 号	平成26年度徳島市奨学事業特別会計予算	35 //
議案第 6 号	平成26年度徳島市土地取得事業特別会計予算	41 //
議案第 7 号	平成26年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	47 //
議案第 8 号	平成26年度徳島市介護保険事業特別会計予算	53 //
議案第 9 号	平成26年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	59 //
議案第 10 号	平成26年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	65 //
議案第 11 号	平成26年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	71 //
議案第 12 号	平成26年度徳島市商業観光施設事業会計予算	75 //
議案第 13 号	平成26年度徳島市水道事業会計予算	81 //
議案第 14 号	平成26年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	87 //
議案第 15 号	平成26年度徳島市市民病院事業会計予算	93 //

平成 26 年度 徳島市 一般会計 予算

平成26年度徳島市一般会計予算

平成26年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,390,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		40,353,555
	1 市 民 税	18,740,354
	2 固 定 資 産 税	16,505,275
	3 軽 自 動 車 税	561,250
	4 た ば こ 税	1,965,702
	5 都 市 計 画 税	2,580,974
2 地 方 譲 与 税		633,900
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	186,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	447,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	900
3 利 子 割 交 付 金		101,000
	1 利 子 割 交 付 金	101,000
4 配 当 割 交 付 金		213,000
	1 配 当 割 交 付 金	213,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		158,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	158,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		39,000

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	39,000
7 地方消費税交付金		3,243,000
	1 地方消費税交付金	3,243,000
8 自動車取得税交付金		66,000
	1 自動車取得税交付金	66,000
9 地方特例交付金		91,000
	1 地方特例交付金	91,000
10 地方交付税		8,332,000
	1 地方交付税	8,332,000
11 交通安全対策特別交付金		71,000
	1 交通安全対策特別交付金	71,000
12 分担金及び負担金		1,438,429
	1 負担金	1,438,429
13 使用料及び手数料		1,664,184
	1 使用料	1,043,742
	2 手数料	620,442
14 国庫支出金		18,290,383
	1 国庫負担金	14,836,252
	2 国庫補助金	3,407,015
	3 国庫委託金	47,116

款	項	金額
15 県 支 出 金		6,141,272
	1 県 負 担 金	4,026,515
	2 県 補 助 金	1,688,444
	3 県 委 託 金	426,313
16 財 産 収 入		125,597
	1 財 産 運 用 収 入	105,597
	2 財 産 売 払 収 入	20,000
17 寄 附 金		7,650
	1 寄 附 金	7,650
18 繰 入 金		1,451,282
	1 基 金 繰 入 金	1,451,282
19 諸 収 入		1,868,348
	1 延 滞 金	75,000
	2 預 金 利 子	13,800
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,064,461
	4 受 託 事 業 収 入	77,515
	5 雑 入	637,572
20 市 債		11,101,400
	1 市 債	11,101,400
歳 入	合 計	95,390,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		645,105
	1 議 会 費	645,105
2 総 務 費		7,667,533
	1 総 務 管 理 費	6,218,229
	2 徴 税 費	858,545
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	343,039
	4 選 挙 費	102,375
	5 統 計 調 査 費	71,838
	6 監 査 委 員 費	73,507
3 民 生 費		42,391,669
	1 社 会 福 祉 費	17,988,996
	2 児 童 福 祉 費	13,311,515
	3 生 活 保 護 費	11,090,758
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,605,991
	1 保 健 衛 生 費	4,869,823
	2 清 掃 費	4,736,168

款	項	金額
5 労働費		55,137
	1 労働諸費	55,137
6 農林水産業費		1,094,442
	1 農林水産業費	374,593
	2 農地費	719,849
7 商工費		1,771,139
	1 商工費	1,771,139
8 土木費		9,881,403
	1 土木管理費	211,436
	2 道路橋りょう費	2,339,758
	3 河川及び排水施設費	1,005,581
	4 港湾費	2,295
	5 都市計画費	5,375,244
	6 住宅費	947,089
9 消防費		2,669,645
	1 消防費	2,669,645
10 教育費		10,217,513
	1 教育総務費	807,522
	2 小学校教育費	3,054,881

款	項	金額
	3 中 学 校 費	714,666
	4 高 等 学 校 費	864,237
	5 幼 稚 園 費	1,124,656
	6 学 校 給 食 費	1,253,363
	7 社 会 教 育 費	1,729,388
	8 保 健 体 育 費	668,800
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		9,310,423
	1 公 債 費	9,310,423
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	95,390,000

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	番号制度関連システム改修事業	149,884	26	119,908
				27	29,976
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	住民記録システム等改修事業	49,131	26	25,904
				27	23,227
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	矢三西雨水排水ポンプ場建築事業	170,000	26	85,000
				27	85,000

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
選挙ポスター掲示場設置撤去等業務委託	平成27年度	13,097
認定帰農者支援資金利子補給	平成27年度から平成41年度まで	858
漁業近代化資金利子補給	平成27年度から平成32年度まで	2,582

第4表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 改 修 事 業	94,900	普通貸借 又は 証券発行	6.0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入年度から据置期間を含め、平成57年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地域総合整備資金貸付事業	200,000			
隣保館整備事業	15,600			
学童保育会館整備事業	20,700			
保育所整備事業	209,600			
葬斎場整備事業	205,900			
清掃運搬施設整備事業	54,000			
廃棄物処理施設整備事業	178,100			
し尿処理施設整備事業	25,000			
農地施設整備事業	306,900			
観光施設整備事業	9,800			
道路橋りょう整備事業	1,289,100			
排水施設整備事業	619,700			
都市計画事業	496,600			
公営住宅建設事業	208,100			
消防施設整備事業	218,900			
津波避難施設整備事業	12,800			

津波避難路整備事業	3,500			
義務教育施設整備事業	1,489,100			
社会教育施設整備事業	257,300			
動物園施設整備事業	17,800			
社会体育施設整備事業	102,800			
災害復旧事業	27,500			
臨時財政対策	4,683,000			
退職手当	354,700			

平成 26 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,095,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,269,359
	1 国民健康保険料	5,269,359
2 使用料及び手数料		1,313
	1 手 数 料	1,313
3 国庫支出金		7,298,482
	1 国庫負担金	4,920,699
	2 国庫補助金	2,377,783
4 療養給付費交付金		1,090,655
	1 療養給付費交付金	1,090,655
5 前期高齢者交付金		5,441,977
	1 前期高齢者交付金	5,441,977
6 県支出金		1,476,837
	1 県負担金	216,055
	2 県補助金	1,260,782
7 共同事業交付金		4,364,151
	1 共同事業交付金	4,364,151
8 繰 入 金		2,360,944

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	2,360,944
9 諸収入		26,927
	1 延滞金・加算金及び過料	504
	2 雑収入	26,423
10 繰越金		764,684
	1 繰越金	764,684
歳入	合計	28,095,329

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		463,999
	1 総 務 管 理 費	463,999
2 保 険 給 付 費		18,121,488
	1 保 険 給 付 費	18,121,488
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		3,040,441
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,040,441
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		3,916
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3,916
5 老 人 保 健 拠 出 金		1,117
	1 老 人 保 健 拠 出 金	1,117
6 介 護 納 付 金		1,379,660
	1 介 護 納 付 金	1,379,660
7 共 同 事 業 拠 出 金		4,524,751
	1 共 同 事 業 拠 出 金	4,524,751
8 保 健 事 業 費		241,085
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	165,698
	2 保 健 事 業 費	75,387

款	項	金額
9 公 債 費		14,400
	1 公 債 費	14,400
10 諸 支 出 金		294,472
	1 諸 支 出 金	294,472
11 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	28,095,329

平成26年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成26年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成26年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		44
	1 諸収入	44
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰入金		82,028
	1 一般会計繰入金	82,028
4 市債		40,200
	1 市債	40,200
歳入	合 計	132,272

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		131,972
	1 事 業 費	107,438
	2 公 債 費	24,534
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		132,272

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	40,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成57年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 26 年度 徳島市 下水道事業特別会計予算

平成26年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成26年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,154,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		57,809
	1 負 担 金	57,809
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,494,853
	1 使 用 料	1,494,596
	2 手 数 料	257
3 国 庫 支 出 金		639,500
	1 国 庫 補 助 金	639,500
4 繰 入 金		2,540,989
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,540,989
5 諸 収 入		10,042
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 入	5,042
6 市 債		1,377,900
	1 市 債	1,377,900
7 繰 越 金		33,521
	1 繰 越 金	33,521
歳 入	合 計	6,154,614

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6,151,614
	1 管 理 費	1,236,069
	2 建 設 費	1,940,681
	3 便 所 水 洗 化 費	13,052
	4 公 債 費	2,767,977
	5 諸 費	193,835
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		6,154,614

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,377,900	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成57年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 26 年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成26年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成26年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		9,973
	1 奨 学 事 業 収 入	9,973
2 繰 入 金		7,086
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,086
3 繰 越 金		2,168
	1 繰 越 金	2,168
歳 入	合 計	19,227

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		19,201
	1 貸 付 事 業 費	19,201
2 公 債 費		26
	1 公 債 費	26
歳 出 合 計		19,227

平成 26 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成26年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成26年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ922,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		887,689
	1 貸 付 金 元 利 収 入	887,689
2 諸 収 入		35,106
	1 諸 収 入	35,106
歳 入 合 計		922,795

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		887,689
	1 貸 付 金	880,644
	2 公 債 費	7,045
2 諸 支 出 金		35,106
	1 諸 支 出 金	35,106
歳 出 合 計		922,795

平成 26 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成26年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成26年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,073千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		11,819
	1 貸 付 金 元 利 収 入	11,819
2 繰 入 金		3,254
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,254
歳 入	合 計	15,073

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		1,035
	1 貸 付 事 業 費	1,035
2 公 債 費		14,038
	1 公 債 費	14,038
歳 出	合 計	15,073

平成 26 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成26年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成26年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,093,835千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		4,291,408
	1 介 護 保 險 料	4,291,408
2 使 用 料 及 び 手 数 料		609
	1 手 数 料	609
3 国 庫 支 出 金		5,739,339
	1 国 庫 負 担 金	4,263,126
	2 国 庫 補 助 金	1,476,213
4 支 払 基 金 交 付 金		6,423,629
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,423,629
5 県 支 出 金		3,248,233
	1 県 負 担 金	3,209,109
	2 県 補 助 金	39,124
6 財 産 収 入		5,603
	1 財 産 運 用 収 入	5,603
7 繰 入 金		3,384,914
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,271,562
	2 基 金 繰 入 金	113,352

款	項	金額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	23,093,835

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		451,860
	1 総 務 管 理 費	451,860
2 保 険 給 付 費		22,113,498
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	22,113,498
3 地 域 支 援 事 業 費		211,664
	1 介 護 予 防 事 業 費	36,950
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	174,714
4 基 金 積 立 金		5,603
	1 基 金 積 立 金	5,603
5 公 債 費		7,000
	1 公 債 費	7,000
6 諸 支 出 金		8,860
	1 諸 支 出 金	8,860
7 繰 上 充 用 金		285,350
	1 繰 上 充 用 金	285,350
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	23,093,835

平成 26 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成26年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成26年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,341,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,594,678
	1 後期高齢者医療保険料	2,594,678
2 使用料及び手数料		201
	1 手 数 料	201
3 繰 入 金		740,264
	1 一 般 会 計 繰 入 金	740,264
4 諸 収 入		6,428
	1 償還金及び還付加算金	5,412
	2 雑 入	1,016
歳 入	合 計	3,341,571

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		51,677
	1 総 務 管 理 費	44,667
	2 徴 収 費	7,010
2 後 期 高 連 齡 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,274,482
	1 後 期 高 連 齡 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,274,482
3 諸 支 出 金		5,412
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,412
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,341,571

平成 26 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成26年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成26年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,106,393千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17,106,393
	1 振 替 収 入	17,106,393
歳 入	合 計	17,106,393

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,106,393
	1 給 与 等 支 払 費	17,106,393
歳 出 合 計		17,106,393

平成 26 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成26年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取	扱	量	
ア	水	産	物
			41,000トン
イ	青	果	物
			77,000トン
(2) 主要な建設改良事業			
ア	水産棟監視カメラ設置工事		15,336千円
イ	電力量計取替工事		11,124千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	市場事業	収益		575,755千円
第1項	営業	収益		416,146千円
第2項	営業外	収益		159,609千円
		支	出	
第1款	市場事業	費用		607,418千円
第1項	営業	費用		569,063千円
第2項	営業外	費用		28,277千円
第3項	特別	損失		9,078千円
第4項	予備	費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,433千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,525千円、過年度分損益勘定留保資金92,908千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	36,350千円
第1項	出 資 金	36,350千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	133,783千円
第1項	建 設 改 良 費	61,082千円
第2項	企 業 債 償 還 金	72,701千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費123,123千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、129,562千円である。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 26 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成26年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	67,142器
イ 年間総利用人数	157,119人
ウ 一日平均利用人数	430人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	85,045台
(ア) 普通駐車	61,685台
(イ) 全日定期駐車	7,300台
(ウ) 夜間定期駐車	4,745台
(エ) 昼間定期駐車	11,315台

ウ 一日平均駐車台数	233台
（ア）普通駐車	169台
（イ）全日定期駐車	20台
（ウ）夜間定期駐車	13台
（エ）昼間定期駐車	31台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐車台数	287台
イ 年間駐車台数	157,680台
（ア）普通駐車	94,535台
（イ）泊車	7,665台
（ウ）全日定期駐車	16,425台
（エ）夜間定期駐車	9,855台
（オ）昼間定期駐車	29,200台
ウ 一日平均駐車台数	432台
（ア）普通駐車	259台
（イ）泊車	21台
（ウ）全日定期駐車	45台
（エ）夜間定期駐車	27台
（オ）昼間定期駐車	80台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐車台数	154台
イ 年間駐車台数	367,030台

(ア) 普通駐車	359,000台
(イ) 泊駐車	4,380台
(ウ) 夜間定期駐車	3,650台
ウ 一日平均駐車台数	1,006台
(ア) 普通駐車	984台
(イ) 泊駐車	12台
(ウ) 夜間定期駐車	10台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 商業観光施設事業収益	222,765千円
第1項 索道営業収益	254千円
第2項 駐車場営業収益	206,362千円
第3項 営業外収益	16,149千円
支 出	
第1款 商業観光施設事業費用	208,766千円
第1項 索道営業費用	68,737千円
第2項 駐車場営業費用	124,682千円
第3項 営業外費用	14,347千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	13,729千円
第1項 企業債償還金	13,729千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,480,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 26 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成26年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	124,222戸
(2) 年間総配水量	32,543,000m ³
(3) 一日平均配水量	89,159m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	515,873千円
配水施設事業	1,536,495千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業	収益	5,502,905千円
第1項	営業	収益	4,906,484千円
第2項	営業外	収益	580,026千円
第3項	特別	利益	16,395千円
	支	出	
第1款	水道事業	費用	6,032,247千円
第1項	営業	費用	4,040,200千円
第2項	営業外	費用	782,838千円
第3項	特別	損失	1,207,209千円

第4項 予 備 費 2, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 599, 635千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81, 693千円、過年度分損益勘定留保資金2, 340, 170千円及び当年度分損益勘定留保資金177, 772千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	6 9 7, 5 8 4 千円
第1項	企 業 債	3 0 0, 0 0 0 千円
第2項	工 事 負 担 金	1 2 3, 6 0 0 千円
第3項	加 入 金	1 5 3, 2 3 1 千円
第4項	負 担 金	2 9, 1 9 3 千円
第5項	国 庫 補 助 金	5 4, 9 4 5 千円
第6項	他 会 計 補 助 金	3 5, 2 8 9 千円
第7項	固 定 資 産 売 却 代 金	1, 3 2 6 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	3, 2 9 7, 2 1 9 千円
第1項	建 設 改 良 費	2, 1 4 5, 3 9 2 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1, 1 5 1, 8 2 7 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	300, 000千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,422,552千円

(2) 交 際 費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,797千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、338,700千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹

平成 26 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成26年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	13,311両 (一日平均36両)
(2) 年間運転キロメートル数	1,362,128キロメートル
(3) 年間総輸送人員	3,156,627人
(4) 一日平均輸送人員	8,648人
(5) 主要な建設改良事業 旅客自動車購入	21,465千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	820,600千円
第1項	営業収益	543,765千円
第2項	営業外収益	276,835千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	1,324,235千円
第1項	営業費用	853,475千円
第2項	営業外費用	25,357千円
第3項	特別損失	444,403千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,940千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,708千円、過年度分損益勘定留保資金38,232千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資	本	的
第1項	企	業	債
第2項	補	助	金
	支	出	
第1項	建	設	改
第2項	企	業	債

第1款	資	本	的	収	入	22,272千円	
第1項	企	業	債			11,000千円	
第2項	補	助	金			11,272千円	
第1款	資	本	的	支	出	62,212千円	
第1項	建	設	改	良	費	23,273千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	38,939千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入	11,000千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1, 0 7 3, 7 4 7 千円

(2) 交 際 費 4 2 0 千円

(他会計からの補助金)

第8条 第2種生活路線運行維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、227,034千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、95,000千円と定める。

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 26 年度徳島市市民病院事業会計予算

平成26年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	339床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	94,900人
イ 外来患者数	117,120人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	260人
イ 外来患者数	480人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	142,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	9,871,568千円
第1項	医業収益	8,345,639千円
第2項	医業外収益	1,520,929千円
第3項	特別利益	5,000千円

		支 出
第1款	病院事業費用	12,487,893千円
第1項	医療費用	9,393,396千円
第2項	医療外費用	382,752千円
第3項	特別損失	2,706,745千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額681,132千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額433千円、過年度分損益勘定留保資金680,699千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	470,025千円
第1項	企業債	145,100千円
第2項	負担金	324,925千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,151,157千円
第1項	建設改良費	150,100千円
第2項	企業債償還金	953,557千円
第3項	他会計借入金償還金	47,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	145,100千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,154,791千円

(2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、501,502千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療機械器具備品	内視鏡関連機器	一式

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹

この冊子は再生紙を使用しています。

